

人事・財政部会（非公開）議事概要

日 時 令和2年3月19日（木）09：15～11：13

場 所 市役所5階 大応接室

出席者 浪速区長、西区長、福島区長、大正区長、西淀川区長、東成区長、東住吉区長

議事・報告事項

- (1) 「市民活動団体との協働促進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」及び「地域団体に係わる事務への従事に関するガイドライン」のモニタリング結果の報告について【報告】

浪速区長・市民局区政支援室地域力担当

【案件概要】

「市民活動団体との協働促進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」（以下「留意点」という。）と「地域団体に係わる事務への従事に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、地域活動を支援する区役所職員（副区長以下）に対して行ったモニタリング結果の報告を受けた。

【要旨】

- ・市民局より、令和2年2月に実施した地域活動を支援する区役所職員（副区長以下）に対する「留意点」と「ガイドライン」についてのモニタリングの結果と今後の進め方等について説明があった。
- ・部会で協議を行い、今年度中にモニタリング結果について各区に対し情報共有を行うこと、「留意点」や「ガイドライン」について、「理解できない（納得できない）内容がある」「解釈や判断に迷うケースがあった」と回答のあった内容については、市民局で規定の趣旨や対応案などを整理し、部会においてその確認と必要なブラッシュアップ（規定本文の見直しや追記）等を行うこと、そのほか今回、回答率が低かったことや各区で対象者数にばらつきが出ていることへの対応、モニタリングの実施時期などについて、今後、部会で審議することを確認した。
- ・「ガイドライン」については、職員が遵守しなければならない「ルール」を示したものであり、「地域団体に係わる事務への従事に関するルール」と名称変更し、一方、「留意点」については、名称の変更は行わず、庁内ポータルの説明文に本「留意点」が「ガイドライン」の趣旨であることを記載し、職員への周知を図ることを確認した。

- (2) 「市政改革プラン 3.0」（案）の作成に向けた修正及び「市政改革プラン 3.0」（素案）に係るパブリック・コメント意見に対する「本市の考え方」の作成について【報告】

浪速区長・市民局区政支援室区行政制度担当

【案件概要】

市政改革室から依頼を受けた「市政改革プラン 3.0」（案）の作成に向けた修正及び「市政改革プラン 3.0」（素案）に係るパブリック・コメント意見に対する「本市の考え方」について、素案

の修正の必要性を判断するとともに、パブリック・コメント意見に対する考え方を作成する必要がある。

【要旨】

浪速区長及び市民局から資料に基づき説明があり、提案資料のとおり素案の修正は行わないこと及び「本市の考え方」について確認した。

(3) 「区ＣＭ権限の検証」にかかる令和元年度の総括について【報告】

東成区長・東住吉区長・市民局区政支援室区行政制度担当

【案件概要】

ニア・イズ・ベターのさらなる徹底に向けて、「区シティ・マネージャーが決定権を持たない事務に関する基準」(控除基準)に照らし、現行の「区ＣＭ」決定権事業・「局長」決定権事業について「区ＣＭ」と「局長」のいずれの決定権とすべきかを、各部会において実際に区政運営を行ってきた区ＣＭの視点であらためて検証した結果を総括し、次年度の方向性を展望するものである。

【要旨】

担当区長及び市民局から各部会における点検結果の総括と次年度の方向性の展望について報告を受け、議論した結果、今回の部会議論について、一部資料を修正するかたちで区長会議において情報共有を図ることとした。

(4) その他

・人事・財政部会に係る予算市会質疑状況について

浪速区長・市民局区行政制度担当

令和元年度予算市会において、人事・財政部会に係る案件である、「広告事業の取組について」及び「区役所業務のさらなる標準化について」の2案件の質疑状況について、浪速区長から資料に基づき説明があり、共有を行った。

・令和2年度人事・財政部会において対応する事項について

浪速区長・市民局区行政制度担当

令和2年度の人事・財政部会において対応する課題項目及び対応する事項について、浪速区長及び市民局から資料に基づき説明があり、内容を確認した。